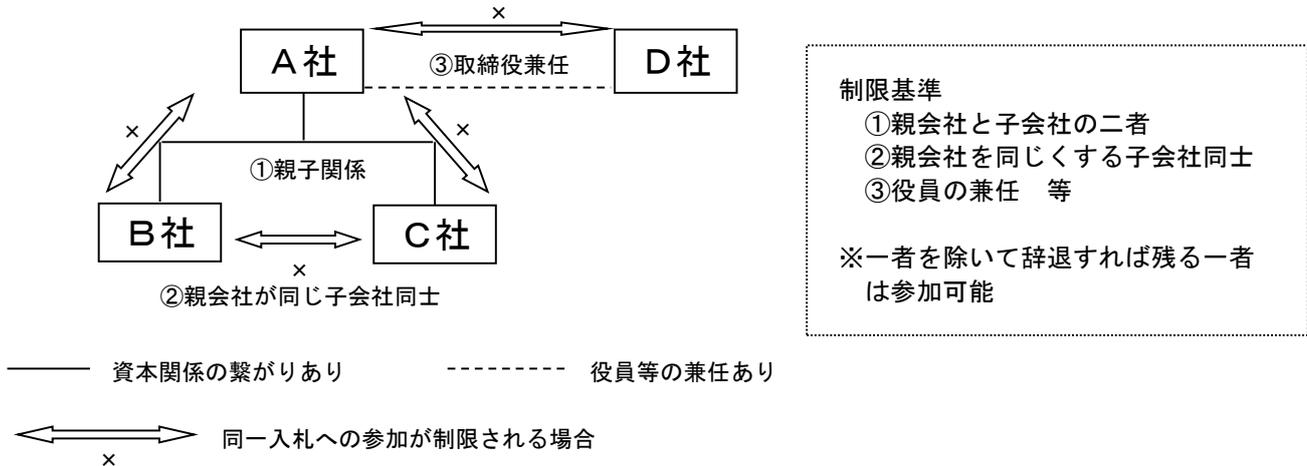


## 資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

### 1、趣旨

一定の資本的関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することについては、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加を制限する。

### 2、資本的関係又は人的関係の考え方



①、②について、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。  
 ③について、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

### 【役員定義】

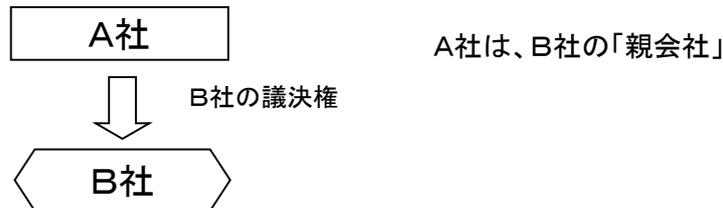
- ・会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ・取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- ・会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・委員会等設置会社における執行役員又は代表執行役員

### 【親会社、子会社の定義】

(会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社)

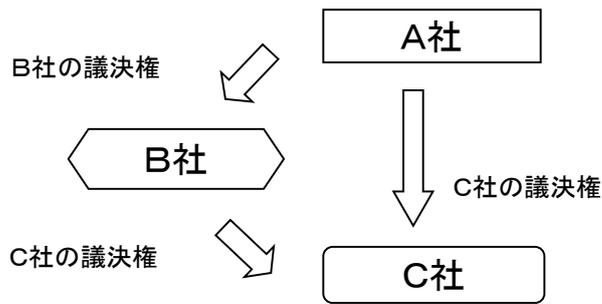
- ・第2条第3号 子会社の定義  
 会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- ・第2条第4号 親会社の定義  
 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

### ケース I



|    | 親会社 | 子会社 |
|----|-----|-----|
| A社 | —   | B社  |
| B社 | A社  | —   |

ケースⅡ

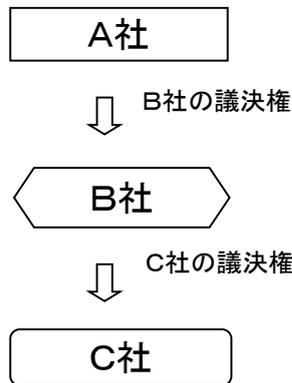


B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、

|    | 親会社 | 子会社   |
|----|-----|-------|
| A社 | —   | B社、C社 |
| B社 | A社  | —     |
| C社 | A社  | —     |

ケースⅢ



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

|    | 親会社   | 子会社   |
|----|-------|-------|
| A社 | —     | B社、C社 |
| B社 | A社    | C社    |
| C社 | A社、B社 | —     |

※平成24年4月1日以降に執行する、制限付き一般競争入札に参加を希望する者に対して、制限付き一般競争入札参加申込書と、資本的関係及び役員兼任に関する調書(様式2号-3)を提出して頂きます。

※「資本的関係及び役員兼任に関する調書」に虚偽の記載があった場合は、指名停止措置を行う場合があります。